

18川監公第10号

平成18年8月10日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年4月10日付け18川監公第5号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

| | |
|---------|-------|
| 川崎市監査委員 | 鹿川隆 |
| 同 | 奥宮京子 |
| 同 | 小林貴美子 |
| 同 | 西村英二 |

18川総行革第77号

平成18年6月29日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 小林 貴美子 様

同 西村 英二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年4月10日付け18川監報第4号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成17年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

- 1 仮設敷き鉄板の積算を適切に行うとともに、再使用の可否の判断基準を作成すべきもの

[指摘の要旨]

鷹野大橋橋梁補修工事において、当初設計に全仮設敷き鉄板の不足弁償金を計上したことは、積算基準書と相違し不適切であった。

また、不足弁償金の支払は、再使用の可否を的確に判断して行うべきで

ある。

仮設敷き鉄板の積算は、積算基準書に基づき適切に行うとともに、再使用の可否を判断する基準を作成されたい。

(幸区役所建設センター)

[措置の内容]

再使用可否の判断基準については、今年度中に策定してまいります。

また、判断基準ができるまでは、再使用の可否を厳格に判断し、適切な積算を行うよう周知徹底しました。

2 設計図書類の記載及び積算における見積書の徴取を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

新百合ヶ丘駅南口広場補修工事の一般競争入札において、設計図書に施工箇所、材料寸法、数量等が詳細に記載されておらず、入札者が入札金額を適切に積算できるものとなっていなかった。

また、見積書は原則として3者以上から徴取するものとされているにもかかわらず、一部工事を除き、1者のみであった。

設計図書類の記載及び積算における見積書の徴取は適切に行われたい。

(麻生区役所建設センター)

[措置の内容]

設計図書、内訳書等に施工箇所、材料寸法、数量等を適切に明記すること及び見積書を3者以上から徴取することを周知徹底しました。